

発議第1号

基山町議会委員会条例の一部改正について

基山町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月11日提出

基山町議会議員

末次 明

基山町議会議員

松石 健児

基山町条例第 号

基山町議会委員会条例の一部を改正する条例

基山町議会委員会条例（昭和35年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中

総務文教常任委員会	ア 総務企画課の事務に関する事項 イ 財政課の事務に関する事項 ウ 税務課の事務に関する事項 エ まちづくり課の事務に関する事項 オ 出納室の事務に関する事項 カ 教育委員会の事務に関する事項 キ 他の常任委員会に属さない事項
-----------	---

を

総務文教常任委員会	ア 総務課の事務に関する事項 イ 企画政策課の事務に関する事項 ウ 財政課の事務に関する事項 エ 税務課の事務に関する事項 オ まちづくり課の事務に関する事項
-----------	---

	カ 出納室の事務に関する事項 キ 教育委員会の事務に関する事項 ク 他の常任委員会に属さない事項
--	--

に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

町の組織機構体制整備のための基山町課設置条例の改正に伴い、常任委員会の所管の範囲について見直しを行ったため、基山町議会委員会条例を改正する必要がある。

令和4年3月11日原案可決